

## 表彰規程の取扱いについて

平成 21 年 4 月 16 日制定 理事会決定

令和 5 年 10 月 20 日一部改正 理事会決定

表彰規程(平成 7 年 4 月 28 日制定)第 2 条第 3 号の「会員として高齢に至るまで相当期間在会し、本会のために貢献のあった者」の取扱いについては、下記のとおりとする。

なお、同条の記念品は 3,000 円前後の物品とする。

### 記

相当期間在会とは、当士協会会員期間が 40 年以上とする。

ただし、当分の間、当士協会会員期間及び(社)日本不動産鑑定協会埼玉県部会の会員期間並びに埼玉県部会設立以前に於いては、埼玉県内で開業していた期間を加えて 40 年以上とする。

### 参考

(社) 日本不動産鑑定協会設立	昭和 40 年 10 月 1 日	(1965 年)
埼玉県部会設立	昭和 46 年 5 月 1 日	(1971 年)
関東甲信支部設立	昭和 48 年 11 月 26 日	(1973 年)
(社) 埼玉県不動産鑑定士協会設立	平成 7 年 3 月 30 日	(1995 年)

以上